2023年度　別紙①．ファンドA交付金　対象経費基準 【事業運営費】

2022.12.11現在

科目	①会議費	②旅費交通費	③通信運搬費	④消耗品費	⑤器具備品費	⑥印刷製本費	⑦賃借料	⑧広告宣伝費	⑨諸謝金	⑩保険料	⑪支払手数料	⑫報償費	⑬食糧費	⑭雑費	⑮その他
経費内容（HBA）	(1)事業の打合せや会議開催に係る費用を言う。 (2)会場会議室の使用料等 (3) 会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離40㎞以内をいう。（距離の試算は、「Yahoo地図による。」）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、❶ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。 ❶ 往復移動距離が40㎞以上100㎞（『Yahoo地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』により試算する距離を準用）未満の場合 ア 40㎞以上60㎞未満　加算交通費支払い額【500円】 イ 60㎞以上80㎞未満　加算交通費支払い額【1,000円】 ウ 80㎞以上100㎞未満 加算交通費支払い額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円」 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円」 居住地と開催地との往復移動距離が100㎞以上の場合、 エ 100㎞以上【（『Yahoo地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』（試算往復距離−40㎞）×37円】 「例」：（片道111.88㎞×2−40㎞）×37円=6,799円＋日当2,000円＝8,799円→8,800円（100円単位に四捨五入） ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください (4)飲料および軽食の提供が必要な場合、（2時間程度の会議等）「300円以内税込」とする。 (5)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含）は、専務理事が別に定める。 (6)リモート（ZOOM）会議等への参加日当は、1,000円/回とする。	**(1)**選手、指導者、審判員、講師、スタッフ等で、活動の実施に要する人員の旅費、日当（鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、自動車ガソリン代、高速代、宿泊費等） ※HBA旅費規程に準ずる。 **(2)**招集審判員の交通費：HBA旅費規程の**60%**を上限とする。 **(3)**審判員稼働の宿泊費　**10,000円**/泊 **(4)**競技会稼働役員の日当（交通費含）は、以下に定める。 ❶ 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、❷ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、4,000円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。 ❷ 往復移動距離が40㎞以上100㎞（「Yahoo地図」により試算する距離を準用）未満の場合 ア 40㎞以上60㎞未満　加算交通費支払い額【500円】 イ 60㎞以上80㎞未満　加算交通費支払い額【1,000円】 ウ 80㎞以上100㎞未満 加算交通費支払い額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円」 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円」 居住地と開催地との往復移動距離が100㎞以上の場合、 エ 100㎞以上【（『Yahoo地図→ルート→自動車検索・「おすすめ」』試算往復距離−40㎞）×37円】 「例」：（片道111.88㎞×2−40㎞）×37円=6,799円＋日当2,000円＝8,799円→8,800円（100円単位に四捨五入） ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し清算してください **(5)**競技会に稼働する運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要な場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。	(1)大会要項・組合せ等発送料。ただし大会要項・組合せ等はTeamJBAを活用・HPに掲載等で、資料の郵送料等経費削減を図る。 (2)活動に伴うインターネット接続費やシステム利用代金等	(1)筆記用具類、コピー用紙等事務用消耗品 (2)スコアシート、ラインテープ、リングネット等競技に係る消耗品 ※大会毎に筆記用具類を購入しないで頂き、大会毎に使い回すこと。 (3)会場暖房用、灯油購入代 (4)感染症対策に伴うマスク、消毒液購入費等 (5)ごみ袋 (6)トイレットペーパー	★3万円以上の場合は、HBAに相談して下さい。 ★事業会計予算７大会事業(全道大会出場予選)の購入は認めない。	(1)プログラム印刷代 (2)コピー代	(1)施設・用具等の借上料等 (2)バス会社へ支払う貸切バス利用料等 (3)会場清掃料・観客席が飲食を利用した際の清掃料	(1)大会・イベント用ポスター印刷代	(1)審判員、講師等で、活動の実施に要する人員に対して支払う謝金・雑給上限額（所得税込） ※競技会事業 (2)審判謝金：上限額/試合 S:**3,000円**、A:**2,000円**、B:**1,500円**、C:**1,000円**、 **D:500円** (3)団体(ﾁｰﾑ・ｸﾗﾌﾞ・学校)による諸謝金の扱いとなる。 ・学校施設使用料：上限**10,000円**/ｺｰﾄ/日 ・コート設営費　上限**10,000円**/ｺｰﾄ (※ラインが引いてある場合は**「半額」**) ・TO謝礼　上限**6,000円**/試合 (4)ドクター・看護士・トレーナー(理学療法士含む)　**5,000円**/日 (5)マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナーの稼働者の謝金は、1日稼働される場合は、日当で支払う。 ※諸謝金と日当との二重払いはしない。 (6)会場整備費（駐車場警備費）	①大会・講習会に関する保険料	①金融機関への振込手数料・両替手数料等	①チーム・選手への表彰物購入／製作費（レプリカ・賞状・メダル・トロフィー・優勝カップ・楯購入代等）	①競技会、講習会等におけるスタッフ等、役員への弁当(お茶代含む)代等は、一人**800円**（消費税込）までとする。 ②審判員の食糧費を500円/一人を上限として支払う。	①茶菓代等 ②ゴミ回収費 ・管理者が処理する場合 ③ゴミ処理場まで持参した際のごみ処理代 ④クリーニング代 ⑤大会委託費	①大会中止の際、参加費の返金